

米国の情報交換協定の現状

1 OECDと米国における情報交換協定

OECDは、1990年代後半からタックス・ヘイブン等における無税又は名目的な課税を行い、税務関連情報を法律により保護して開示しないことを有害な税競争と呼び、その排除を行う活動を開始した。その解決手段の一つが、実効性ある情報交換である。このOECDの活動が現在注目を集めているBEPSの先駆けとなったものと思われる。

米国は、この種の情報交換に関して、主として米国と租税条約を締結していないタックス・ヘイブン国等（主としてカリブ海諸国）を対象として情報交換協定の締結を1983年から開始している。これは、米国本土から近いカリブ海に多くのタックス・ヘイブンが存在するという米国の特殊事情に基づくものといえる。したがって、情報交換協定に関しては、米国は、OECDよりも早くスタートとしたのである。

米国は、タックス・ヘイブンから情報の提供を受ける見返りとして、観光収入に多くを依存しているカリブ海諸国の弱点を巧みに突いたといえる。すなわち、米国企業の会議をこれらの諸国で開催した場合の旅費について、従来この旅費を米国税法においては損金不算入としていたが、その規定の適用上、情報交換協定を締結した国への会議の旅費を米国国内の旅費とみなして損金算入としたのである。これにより、カリブ海諸国は、米国企業の会議を誘致することができる一方、米国に対して税務関連情報の提供を義務付けられることになったのである。

2 情報交換協定の現況

2014年時点の米国が締結している情報交換協定は、アンティグア・バーブーダ（2003年）、アルバ（2004年）、バハマ（2004年）、バルバドス（1984年）、バーミューダ（1988年）、英領バージン諸島（2006年）、ケイマン（2006年）、コスタリカ（1991年）、ドミニカ（1988年）、ドミニカ共和国（1989年）、グレナダ（1987年）、ガーンジー（2006年）、ガイアナ（1992年）、ホンジュラス（1991年）、マン島（2006年）、ジャマイカ（1986年）、ジャージー（2006年）、リヒテンシュタイン（2010年）、マーシャル諸島（1991年）、メキシコ（1990年）、モナコ（2011年）、パナマ（2011年）、ペルー（1993年）、トリニダード・トバゴ（1990年）である。なお、カッコ内の年は協定が発効した年である。

3 未発効の協定

以下は、未発効の協定である。ブラジル（2007年署名）、コロンビア（2001年署名）、ジブラルタル（2009年署名）、ガーンジー（2013年一部改正署名）、ジャージー（2013年一部改正署名）、マン島（2013年一部改正署名）、モーリシャス（2013年署名）が現在のところ未発効である。

4 司法共助条約

（Mutual Legal Assistance Treaties）

米国は、情報交換協定以外にカリブ海諸国（アンティグア・バーブーダ、バルバドス、ドミニカ、グレナダ、セントキット・ネービス、セントルシア、セントビンセント・グラナディーン、トリニダード・トバゴ）と司法共助条約（1999年発効）を締結している。この協定は、租税に係るものではないが、脱税犯に係る情報交換で

Topics of International Taxation

は、租税に係る情報交換協定よりもこの協定を利用する事例もあったといわれている。

5 情報交換協定の内容

米国とバルバドスとの間で1984年に締結した情報交換協定の内容は次のとおりである。

第1条は対象税目、第2条は諸定義、第3条は情報交換、第4条は相互協議手続と費用、第5条は協定のその他の適用、第6条は発効、第7条は終了である。

この情報交換協定の主たる条項は第3条であるが、各条項の概要は次のとおりである。

第1項において、双方の締約国の権限ある当局は、一方の締約国の居住者又は国民にかかわらず情報交換できることが規定されている。

第2項では、要請を受けた締約国は、最大限の努力を払いこの要請に対応する義務を負う。この提供する情報には金融機関からの情報が含まれている。

第3項では、特別な要請の場合、要請を受けた国は、証明を付した原資料の写しの提供に努力をしなければならない。

第4項は、通常の租税条約における情報交換条項における制限に係る規定とほぼ同様の内容である。

第5項は、要請を受けた国の裁量により、第4項により制限された情報について取得し、送付することができることを規定している。

第6項は、情報を受領した国の守秘義務に関する規定である。

6 情報交換協定を取り巻く状況

米国が1980年代初頭からカリブ海に所在するタックス・ハイブンと情報交換協定の締結を始めた時の状況と、約30年以上経過した現在では、情報交換協定を取り巻く環境が大きく変化している。

例えば、米国は、タックス・ハイブンとの情報交換協定の見返りとして、租税上の優遇措置を

これらの国・地域に与えていることから協定締結が容易と判断できる状況でしたが、日本の場合を考えると、何の見返りもなかったのである。

ところが、OECDは、有害な税競争の延長として、タックス・ハイブンの透明性を高める手段として2002年にモデル情報交換協定を公表した。この情報協定締結を促進させたのが、OECD加盟国と非加盟国が協力した「透明性と情報交換に関する世界フォーラム」であり、このフォーラムが租税に関する透明性と効率的な情報交換を発展させたのである。そして、OECDは、透明性及び情報交換の基準を制定し、加盟国及び非加盟国にこの受入を要請したのである。この基準は、2004年ベルリンで開催された「G20財務大臣会議」、2008年10月開催の「国際租税協力に関する国連専門家委員会」（国連の経済社会理事会に属する小委員会）において支持されている。

この基準が要請しているのは次の5点である。

- ① 条約相手国の国内法の管理と執行に有益である場合の要請に対して情報交換を行う。
- ② 銀行の秘密保護法或いは国内税法に基く交換制限の廃止
- ③ 信頼できる情報の取得を可能にすることと情報取得の権限の確立
- ④ 納税者の権利の尊重
- ⑤ 交換した情報の秘密の保持

OECDは、シンガポール、香港、アンドラ、マン島、リヒテンシュタイン、ケイマン諸島がOECDの基準に従って税務情報の交換を行うことを表明したことを評価している。

その成果は2009年辺りから情報交換協定が増加し、日本は2010年にバミューダと初めて情報交換協定を締結したのである。結果として、日本は、OECDの路線の援護を受けた形で情報交換協定を締結したといえよう。

中央大学商学部教授

矢内 一好